

一般質問通告書

令和 8 年第 1 回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいの
で会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和 8 年 2 月 27 日

議員 浅井まゆみ
会派名 海津市議会公明党

海津市議会議長様

受領番号 第 5 号

受領日時 令和 8 年 2 月 27 日 14:40

質問相手 児童虐待防止に向けた取組みについて

質問相手 市長・教育長

要旨 ヤングケアラー支援に向けた取組みについて

質問相手 市長・教育長

要旨 更年期世代の心身の健康と社会参画の維持について

質問相手 市長



質問内容

1, 児童虐待防止に向けた取組みについて

近年、全国的に児童虐待の相談件数は過去最多を更新し続けており、痛ましい事件が後を絶ちません。虐待は子供の心身に深い傷を残すだけでなく、その後の人生、さらには次世代へと連鎖する深刻な社会問題です。本市においても、少子高齢化が進む中で、子育て世帯の孤立化や経済的困窮など、虐待のリスク要因は複雑化しています。子供たちが安心して健やかに育つ環境を守ることは、行政の最重要責務の一つです。

そこで、本市の現状と今後の取組みについて伺います。

まず、本市における直近 3 年間の児童虐待相談件数の推移と、その内訳(身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待)についてお答えください。また、コロナ禍を経て、相談内容の深刻度や家庭の状況にどのような変化が見られるか、市の認識を伺います。

次に、令和 6 年 4 月から設置が努力義務化された「こども家庭センター」について、本市での運用状況と、妊産婦から子育て世帯まで切れ目のない支援がどこまで実現できているか。また、対応にあたる職員の専門性も重要です。保健師や助産師、保育士などの専門職の配置状況、および困難事例に対応するためのスキルアップ研修にどのように取り組んでいるか伺います。

2, ヤングケアラー支援に向けた取組みについて

令和6年6月に施行された改正子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーは「国・地方公共団体が支援に努めるべき対象」として法的に明記されました。

本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子供、いわゆる「ヤングケアラー」の問題が全国的に顕在化しています。ヤングケアラーは、学業への支障や進路選択の制約、友人関係の断絶など、その後の人生に深刻な影響を及ぼす可能性があります。しかし、本人に「ケアをしている」という自覚がないことや、家庭内の問題として表面化しにくいという特性があります。

本市においても、子供たちの権利を守り、健やかな成長を保障するために、実態を把握し、多機関が連携した支援体制を構築することが急務であると考えます。

岐阜県では令和4年9月に小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象にヤングケアラー実態調査を行っています。調査結果では小学生では15.8%、6人に1人、中学生では5.4%、19人に1人、高校生では3.8%、26人に1人がケアラーと思われる子どもが在籍していると回答、また、世話をする子の4割から6割が相談したことがないと回答しています。そこで伺います。

- ① 国はヤングケアラーを早期に把握するため、市町村に対し少なくとも年に1回は実態調査をすることが望ましいとしていますが、具体的な実態調査はされていますか。また、教育委員会と、福祉部局が情報を共有し、早期にSOSを察知するための連携体制はどのように構築されていますか。
- ② 子どもたちが相談しやすいように、SNS(LINE等)を活用した相談窓口を設置してはどうでしょうか。
- ③ ケアに追われる子供に代わって家事や配食を行う「家事支援ヘルパー」なども考えていく必要があるのではないかと思います。ご見解を伺います。

3, 更年期世代の心身の健康と社会参画の維持について

女性の生涯を通じた健康支援、特に「更年期障害」への対策について伺います。

厚生労働省は、毎年3月1日から3月8日までを、「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。

更年期とは、閉経前後の前後10年間を指しますが、この時期の女性は、仕事では責任ある立場を任され、家庭では家事や育児に加え、親の介護という重責が重なる、まさに「社会の要」となる世代です。しかし、急激なホルモンバランスの変化に伴う心身の不調、いわゆる更年期障害は個人差が大きく、日常生活や仕事に深刻な支障をきたすケースが少なくありません。

経済産業省の調査(令和6年発表)によれば、更年期症状に伴う経済損失は、女性で年間約1.9兆円に上ると試算されています。本市においても、働き盛り・活動盛りの世代が「更年期離職」や活動縮小を余儀なくされることは、地域経済やコミュニティの維持において大きな損失です。

更年期の不調を抱える方は、誰にも相談できず「自分の我慢が足りない」「年齢のせいだ」と一人で抱え込む傾向にあります。現在、市が行っている特定健診や各種健康相談において、更年期特有の悩み(動悸、不眠、イライラ、うつ症状など)はどの程度把握されているのか。また、それらが離職や生活の質の低下に繋がっているという認識があるか伺います。

更年期障害は、適切な医療(ホルモン補充療法など)やセルフケアによって症状を劇的に改善できる可能性があります。しかし、正しい知識にアクセスできず、病院受診をためらっている方が多いのが現状です。

厚生労働省では、更年期症状に関する調査を令和4年3月に行っております。更年期障害の可能性について尋ねたところ、女性では、医療機関への受診により、更年期障害と診断されたことがある、または診断されている割合は、40代で3.6%、50代で9.1%、男性では、40代で1.5%、50代で1.7%。男女共になかなか医療機関への受診には至っておりません。

さらに更年期の症状は多岐にわたるため、何科を受診すべきか迷うことも考えられます。くらしの保健室「ふらっと♪」での相談窓口において、更年期の悩みも気軽に相談できることを周知したり、市内の医療機関や薬剤師会と連携し、適切な専門治療へと繋げるサポートが必要ではないでしょうか。

医療機関を受診する際の目安にもなる「簡略更年期指数(SMI)」というものがあります。これは、令和4年3月に、更年期における健康課題や疾病の予防、健康づくりへの支援の在り方を検討することを目的として、国において実施をされた更年期症状障害に関する意識調査において用いられました指標です。女性の更年期症状として、顔がほてる、あるいは汗をかきやすい、腰や手足などが冷えやすいなどの10項目の症状について、それぞれの症状の程度を強・中・弱・症状なしとで評価をし、その得点をつけ、その合計点により、うまく更年期を過ごしているのか、あるいは生活面での注意が必要なのか、もしくは医師の診察を受けたほうがいいのかというような自己評価を行うものです。

そこで、この「簡略更年期指数(SMI)」のセルフチェックシートを市報や公式LINE、ホームページへの掲載ができないか。またくらしの保健室「ふらっと♪」や健康増進イベント等を通じての配布や周知、最新の治療選択肢を紹介するなど、積極的な啓発に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。